半田市立図書館インターネット端末利用要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、半田市立図書館(以下「図書館」という。)が設置するインターネット端末(以下「端末」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。 (利用時間及び利用回数)
- 第2条 端末の利用時間は、1人につき1回当たり30分までとする。ただし、次の利用者が待機していない場合は、30分単位で延長することができる。
- 2 端末の利用回数は、小学生は1人につき1日当たり1回、中学生は3回、高校生以上は10回までとする。

(端末の利用)

- 第3条 端末を利用しようとする者は、「インターネット端末利用申請書」(様式第1) に記入し館長に申込みをしなければならない。
- 2 端末の利用に係る費用は、無料とする。

(情報の複写)

- 第4条 端末の利用者は、検索又は閲覧をした情報を用紙(日本産業規格A列3番までの大きさに限る。)に複写することができる。この場合において、当該利用者は、著作権法(昭和45年法律第48号)で定める範囲内において行わなければならない。
- 2 前項の規定により複写をしようとする者は、複写申請書により館長に申込みをしなければならない。
- 3 前項の申込みをした利用者が、検索又は閲覧をした情報を複写する場合は、当該 複写に要する費用として用紙1枚片面につき10円を負担するものとする。
- 4 資料の複写は、図書館の職員が行うものとする。

(端末利用者の遵守事項)

- 第5条 端末の利用者は、端末の利用にあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 情報の検索又は閲覧以外の行為をしないこと。
 - (2) 端末に自らが持ち込んだ機器を接続しないこと。
 - (3) その他図書館の職員の指示に従うこと。

(端末利用者の責任)

- 第6条 端末の利用者は、当該端末の利用により得た情報を自らの責任において利用 するものとする。
- 2 端末の利用者は、当該端末又は当該端末により閲覧したウェブサイト、データベース等に障害、損害等が生じた場合は、その責任を負うものとする。

(利用の一時的停止)

- 第7条 館長は、端末の利用に関し、機器の故障、通信障害、プログラムの不具合などが発生した場合には、必要に応じてその利用を停止することができるものとする。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、端末の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1(第3条関係)

インターネット端末利用申請書

端末番号

			· max · E
貸出券	番号	氏名	
国会デジタル : 使用 ・ 不使用			
1回目	~	2回目	~
3回目	~	4回目	~
5回目	~	6回目	~
7回目	~	8回目	~
9回目	~	10 回目	~

- ・端末の利用時間は、1人につき1回当たり30分までです。ただし、次の利用者が 待機していない場合は、30分単位で延長することができます。
- ・利用回数は、1人につき1日当たり小学生は1回、中学生は3回、高校生以上は10回までです。